

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
当社本社

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社と(株)JEOL RESONANCEとの
吸収合併契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役6名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第75回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
計算書類……………	25
監査報告書……………	29
株主総会参考書類……………	35
議決権行使のご案内……………	52

※新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会当日のご来場をできるだけお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本電子株式会社

証券コード：6951

証券コード 6951
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役会長兼CEO 栗原 権右衛門

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、53頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本社
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 当社と(株)JEOL RESONANCEとの吸収合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会当日のご来場をできるだけお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

その他、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jeol.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 株主総会参考書類の「第2号議案 当社と(株)JEOL RESONANCEとの吸収合併契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要」の「(3) (株)JEOL RESONANCEの最終事業年度に係る計算書類等」

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jeol.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過および成果

① 全般的な状況

当連結会計年度における我が国の経済状況は、ロシア・ウクライナ情勢が混迷を深めていることに加え、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が一旦は減少したもののオミクロン株による再拡大もあり、収束時期が見通せず、景気の先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「Triangle Plan 2022」（2019年度～2021年度）に掲げる重点戦略を強力に推進し、当中期経営計画期間のみならずそれ以降の更なる成長に向けた次の打ち手を実行することにより企業価値の向上および経営基盤の強化を図りつつ、受注・売上の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は138,408百万円（前期110,439百万円に比し25.3%増）となりました。損益面におきましては、営業利益は14,144百万円（前期5,224百万円に比し170.7%増）、経常利益は16,313百万円（前期6,550百万円に比し149.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,278百万円（前期3,745百万円に比し227.9%増）となりました。

② 事業の種類別セグメントの状況

理科学・計測機器事業

電子顕微鏡を中心とした引合いが活況で、受注・売上は好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は85,145百万円（前期比20.7%増）となりました。

産業機器事業

電子ビーム描画装置を中心に、受注・売上が好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は34,003百万円（前期比41.6%増）となりました。

医用機器事業

○EM供給先である富士レビオ向けの免疫分析装置の売上が好調であったことに加え、海外における生化学自動分析装置の売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は19,258百万円（前期比21.4%増）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

事業の種類別 セグメントの名称	売上高		受注高	
	金額	前期比増減率	金額	前期比増減率
理科学・計測機器事業	85,145 百万円	20.7 %	93,971 百万円	24.6 %
産業機器事業	34,003	41.6	58,118	89.9
医用機器事業	19,258	21.4	19,099	15.1
合計	138,408	25.3	171,189	39.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は6,893百万円であります。

主な設備投資は、理科学・計測機器事業においては、製造用治具設備および研究開発用設備への投資を重点的に推進し2,148百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、生産体制強化を図るための投資を中心に3,541百万円の投資を行っております。医用機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に1,034百万円の投資を行っております。また、全社資産の取得に168百万円の投資を行っております。なお、産業機器事業の生産体制強化および医用機器事業の研究開発・生産体制強化のため、武蔵村山製作所を当連結会計年度より稼働しております。

(3) 資金調達状況

① 新株式の発行

当社は、当事業年度におきまして、以下のとおり、公募増資および第三者割当増資を行い、総額で22,712百万円の資金調達を実施いたしました。

区 分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	2,000,000株	8,490.80円	16,981百万円	2021年9月15日
第三者割当増資	675,000株	8,490.80円	5,731百万円	2021年9月28日
合 計	2,675,000株	—	22,712百万円	—

② 借入の実行

当社は金融機関との間に90億円の融資枠（コミットメントライン）契約を締結しております。

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 72 期 (2018年度)	第 73 期 (2019年度)	第 74 期 (2020年度)	第75期(当期) (2021年度)
売上高(百万円)	111,289	117,243	110,439	138,408
経常利益(百万円)	7,440	7,203	6,550	16,313
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,940	5,359	3,745	12,278
1株当たり当期純利益(円)	122.95	110.94	77.51	246.78
純資産(百万円)	41,593	45,080	50,999	85,904
総資産(百万円)	122,665	136,788	146,388	189,562

- (注) 1. 2018年10月1日付で普通株式につき2株を1株とする株式併合を行っております。第72期（2018年度）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)JEOL RESONANCE	95 百万円	100.0%	核磁気共鳴装置および電子スピン共鳴装置の製造等
JEOL USA, INC.	15,060 千米\$	100.0%	当社製品の販売
JEOL (U.K.) LTD.	400 千英£	100.0%	当社製品の販売
JEOL (EUROPE) SAS	797 千€	100.0%	当社製品の販売

(注) 当社は、2021年4月1日を合併期日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である日本電子テクニクス(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2022年度から2024年度を対象とする新中期経営計画「Evolving Growth Plan」を策定いたしました。

今般の新中期経営計画「Evolving Growth Plan」では、前中期経営計画「Triangle Plan 2022」の基本的なビジョンである「70年目の転進」をさらに進めていくことで事業規模の拡大と高収益化を実現してまいります。具体的には「YOKOGUSHI」戦略をさらに発展させるとともに、研究開発力、ものづくり力、サービス力のUPにより顧客満足度の向上を図ることを通じ、事業規模の拡大と高収益化につなげます。また、より長期的かつ持続的な成長を実現するために必要な「次の打ち手」についても、新中期経営計画の次を見据え継続して改善・強化に取り組んでまいります。

【基本的な考え方】

- (1) 成長ビジョン「70年目の転進」の考え方は不変
創業以来培ってきた独自の技術と人脈を基に事業拡大を加速し更なる高収益化を実現してまいります。
- (2) YOKOGUSHI戦略の強化・発展
YOKOGUSHI戦略を従来の製品展開のみならず事業展開、データ活用へ発展させ、顧客により高い付加価値を提供してまいります。
- (3) 高収益化に向けた取り組み
参入障壁の構築、収益力向上に加え事業支援の強化に全社で取り組んでまいります。
- (4) 顧客への価値／社員・人材／売上・利益の3つのGrowthの実現
事業規模の拡大に向け、バランスの良い成長を実現してまいります。

(5) SDGs への取り組み

事業活動とESG活動の二つの点からマテリアリティ（重要な社会課題）に取り組んでまいります。

当社グループは、引き続き、事業構造の変革と安定した収益構造の構築に努めるとともに、グループ一体となって環境保全に取り組み、また、コンプライアンスの強化を図り、企業倫理を徹底し、良き企業風土を醸成して、持続的成長のための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社29社および関連会社3社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

[主な営業品目]

●理科学・計測機器事業

電子光学機器

透過電子顕微鏡、分析電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、光電子分光装置、オージェマイクロプローブ、電子顕微鏡周辺機器、軟X線分光器

分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計（MALDI飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計）、ポータブルガスクロマトグラフ、X線CT微細構造解析システム

計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、クロスセクションポリッシャTM、エネルギー分散形蛍光X線分析装置、電子回折計

●産業機器事業

半導体関連機器

電子ビーム描画装置（スポットビーム描画、可変成形ビーム描画）

金属3Dプリンター

電子ビーム金属3Dプリンター

成膜関連機器・材料生成機器

直進形電子銃・電源、電子ビーム蒸着用電子銃・電源、ボンバード蒸着源、プラズマ発生用高周波電源、プラズマソース、高周波誘導熱プラズマ装置、粉末供給装置、研究開発用電子ビーム蒸着装置

●医用機器事業

医用機器

生化学自動分析装置、臨床検査情報処理システム

6. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

(1) 当社

本社・昭島製作所（東京都昭島市）、昭島第二製作所（東京都昭島市）、武蔵村山製作所（東京都武蔵村山市）、東京事務所（東京都千代田区）、東京支店（東京都千代田区）、東京第二事務所（東京都立川市）、札幌支店、仙台支店、筑波支店、名古屋支店、大阪支店、西日本ソリューションセンター（大阪府大阪市）、広島支店、高松支店、福岡支店
 (注) 1. 2021年4月1日付で、昭島第二製作所（東京都昭島市）を開設いたしました。

※2021年4月1日付で日本電子テクニクス(株)を吸収合併したことに由ります。

2. 2021年10月1日付で、武蔵村山製作所（東京都武蔵村山市）を開設いたしました。

(2) 子会社

日本電子テクノサービス(株)	(東京都昭島市)
日本電子山形(株)	(山形県天童市)
日本電子インスツルメンツ(株)	(東京都昭島市)
(株)JEOL RESONANCE	(東京都昭島市)
(株)システムインフロンティア	(東京都立川市)
JEOL USA, INC.	(アメリカ)
JEOL (EUROPE) SAS	(フランス)
JEOL (U.K.) LTD.	(イギリス)
JEOL (EUROPE) B.V.	(オランダ)
JEOL (GERMANY) GmbH	(ドイツ)
JEOL ASIA PTE.LTD.	(シンガポール)
JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.	(台湾)
JEOL(AUSTRALASIA)PTY.LTD.	(オーストラリア)
JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.	(メキシコ)
JEOL CANADA, INC.	(カナダ)
JEOL(Nordic)AB	(スウェーデン)
JEOL(ITALIA)S.p.A.	(イタリア)
JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.	(中国)
JEOL SEMICONDUCTORS KOREA Co., Ltd.	(韓国)
JEOL(MALAYSIA)SDN.BHD.	(マレーシア)
JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd.	(中国)
JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.	(ブラジル)
JEOL(BEIJING)CO.,LTD.	(中国)
JEOL(RUS)LLC	(ロシア)

JEOL INDIA PVT.LTD.	(インド)
JEOL GULF FZCO	(U A E)
JEOL ASIA(THAILAND)CO.,LTD.	(タイ)
JEOL KOREA LTD.	(韓国)
INTEGRATED DYNAMIC ELECTRON SOLUTIONS, INC.	(アメリカ)

(注) 当社は、2021年4月1日を合併期日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である日本電子テクニクス(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

7. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数 (名)	前連結会計年度末 比増減 (名)
理科学・計測機器事業	2,179	48
産業機器事業	499	50
医用機器事業	316	9
全社 (共通)	297	△14
合計	3,291	93

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。) であります。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,092名	142名	44.5歳	17.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。) であります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて142名増加しておりますが、その主な理由は、2021年4月1日付で日本電子テクニクス(株)を吸収合併したことによるものであります。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額			
(株)	三	菱	U	F	J	銀行	5,420	百万円
(株)	三	井	住	友	銀行	1,440		
(株)	あ	お	ぞ	ら	銀行	1,173		
(株)	み	ず	ほ	銀行	1,090			

(注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債(社債)の残高があります。

(株)みずほ銀行 390百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日を合併期日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である日本電子テクニクス(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 51,532,800株

(注) 2021年9月15日付の公募による新株式発行および2021年9月28日付の第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数が2,675,000株増加しております。

(3) 株主数 15,628名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,848千株	11.4%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,029	5.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	2,718	5.3
(株) ニコソ	2,300	4.5
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	2,285	4.4
(株) 日本カストディ銀行 (信託口4)	1,288	2.5
(株) 三菱UFJ銀行	1,125	2.2
日本電子共栄会	1,120	2.2
日本生命保険(相)	1,042	2.0
日本電子グループ従業員持株会	926	1.8

(注) 持株比率は自己株式 (119,850株) を控除して計算しております。

なお、役員報酬BIP信託が所有する当社株式 (403,057株) は、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	11,327株	1 名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅱ. 3. (3) 取締役および監査役に支払った報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。
3. 取締役(社外取締役を除く)の株式数11,327株のうち3,427株は金銭換領し、換領処分相当額を給付しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

- (1) 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O	栗 原 権 右 衛 門	経 営 全 般 、 最 高 経 営 責 任 者
代 表 取 締 役 社 長 兼 C O O	大 井 泉	経 営 全 般 、 最 高 執 行 責 任 者
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	福 山 幸 一	営 業 ・ 業 務 統 括 セ ン タ ー 担 当
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	田 澤 豊 彦	統 括 開 発 技 術 ・ 知 的 財 産 戦 略 本 部 ・ 技 術 統 括 セ ン タ ー ・ ア プ リ ケ ー シ ョ ン 統 括 室 ・ 開 発 ・ 基 盤 技 術 セ ン タ ー ・ E X , M S 事 業 ユ ニ ッ ト ・ 3 D 積 層 造 形 事 業 化 プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 (株) J E O L R E S O N A N C E 取 締 役
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	関 敦 司	総 務 担 当 、 業 務 監 理 室 長
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	矢 口 勝 基	財 務 ・ I T ・ 輸 出 貿 易 管 理 担 当

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
社外取締役	長久保 敏	H R コンサルタント(株)代表取締役社長
社外取締役	中尾 浩治	(一社)日本バイオデザイン学会顧問 (同)アート・マネジメント・しまなみ代表
社外取締役	菅野 隆二	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)最高顧問 (一社)日本バイオテック協議会顧問
常勤監査役	福島 一則	
常勤監査役	高橋 充	(株)JEOL RESONANCE 監査役
社外監査役	後藤 明史	
社外監査役	黒岩 法夫	

- (注) 1. 常勤監査役若狭 崇氏は、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2. 社外取締役菅野隆二氏は、2021年6月21日付で(株)リガクの非常勤取締役を退任いたしました。
3. 常勤監査役福島一則氏は、当社の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役高橋 充氏は、当社の財務本部経理部統括部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役後藤明史氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役黒岩法夫氏は、(株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)の執行役員および(株)三菱東京フィナンシャル・グループ(現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ)の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役長久保 敏、中尾浩治および菅野隆二の3氏ならびに社外監査役後藤明史および黒岩法夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 2021年6月25日開催の第74回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として中西和幸氏を選任しております。同氏は社外監査役の要件を満たしております。
9. 2022年3月31日現在の執行役員は19名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の15名です。なお、執行役員中村温巳および土方康郎の両氏は同日付で退任し、長塚 淳および塩田将司の両氏が2022年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

会社における地位	氏名	担当
専務執行役員	中村 温 巳	経営企画担当
専務執行役員	駒形 正	ISE事業ユニット担当 ISE事業部門長
常務執行役員	大藏 善 博	EM事業ユニット担当 Scanning系事業部門長
常務執行役員	福田 浩 章	品質保証担当
常務執行役員	土方 康 郎	業務統括センター副担当 フィールドソリューション事業部長
常務執行役員	小林 彰 宏	デマンド推進本部担当 営業・業務統括センター副担当
執行役員	大久保 忠	フィールドソリューション事業部副事業部長
執行役員	矢塚 慎 太郎	生産チェーンセンター担当 サプライチェーンセンター長
執行役員	藤野 清 孝	医用機器事業部長
執行役員	金山 俊 克	Scanning系事業部門EP事業ユニット長
執行役員	脇本 治	SE事業部門SE技術本部長
執行役員	小林 雅 幸	科学・計測機器営業本部担当
執行役員	吉田 浩 久	医用機器海外事業推進担当 医用機器営業本部長
執行役員	金山 俊 彦	欧州支配人
執行役員	寺本 親 人	財務副担当

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。なお、填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、同保険契約により填補されません。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2022年3月31日時点における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 取締役報酬の基本方針

経営目標達成の動機づけと中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める制度となるよう設計する。

b. 報酬の構成

取締役の報酬は、「基本報酬」（金銭報酬）と「業績連動型株式報酬」（第71回定時株主総会第7号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」で承認可決）により構成する。ただし、監督機能を担う社外取締役および非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の基本報酬のみとする。

c. 報酬水準の考え方

当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や同業他社の水準等を考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定する。

d. 基本報酬の決定

報酬水準の考え方に基づき作成した役位別、業績達成度別の報酬テーブルに基づき決定する。当該報酬テーブルは、役位別の標準額を定め、業績評価指標の目標値に対する達成度に応じて標準額の85%から115%までの範囲で基本報酬の額が変動する内容とする。業績評価指標は、1. 連結売上、2. 連結営業利益の達成率とする。ただし、社外取締役および非業務執行取締役については、業績達成度を加味せず、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や同業他社の水準等を考慮して設定する標準額を基本報酬の額とする。

e. 業績連動型株式報酬の決定

報酬水準の考え方に基づき策定した役位別ポイントに業績評価指標（1.連結営業利益、2.連結経常利益、3.単体管理ベース営業利益、4.ROE）の目標値に対する達成度により算出した業績連動係数（50%～170%）を乗じたポイント数を付与する。なお、1ポイントは当社株式0.5株とする（ただし、株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がされる）。また、国外居住者に対しては、付与すべきポイント数に相当する金銭を交付する。

f. 報酬額の割合

報酬水準の考え方に基づき、基本報酬と業績連動型株式報酬の割合については、基本報酬8割、業績連動型株式報酬2割を目安として決定する。ただし、社外取締役および非業務執行取締役については業績連動型株式報酬の対象外とし、その報酬は、業績達成度を加味しない定額の基本報酬のみとする。

g. 報酬を与える時期および条件に関する方針

毎年定時株主総会終結後の取締役会にて1年間の基本報酬の額および業績連動型株式報酬に係るポイントの付与数（国外居住者に対して交付する付与すべきポイント数に相当する金銭の額を含む）を決定する。基本報酬および国外居住者に対して交付する付与すべきポイント数に相当する金銭の支給期間は、上記取締役会の翌月7月から翌年6月までの1年間とする。また、業績連動型株式報酬については、支給対象となる取締役の退任時（死亡による退任を除く。）に当社株式および換価処分金相当額の金銭の交付を行う。支給対象となる取締役が死亡した場合には、その時点で付与されているポイント数に応じた当社株式を換価した上で、当該取締役の相続人に対して、換価処分金相当額の金銭の交付を行う。支給対象となる取締役が退任前に海外赴任により国外居住者となることが決定した場合には、その時点で付与されているポイント数に応じた当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭の交付を行う。

h. 報酬内容についての決定方法

過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める報酬委員会（取締役会の諮問機関）にて取締役の個人別の報酬の内容、額および数を審議し、結果を取締役会へ報告後、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容、額および数を決議する。

i. その他重要な事項

業績連動型株式報酬については、受益権確定日よりも前に、制度対象者が職務の重大な違反、または社内規程の重大な違反があった場合等には、当該制度対象者に対して本制度に基づく会社株式およびその売却代金の交付および給付は行わないものとするマルス条項を設定する。

なお、2022年5月13日の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容を変更しております。主な変更点は、以下のとおりです。

- 業績連動型株式報酬の業績評価指標については、1.連結売上高、2.連結営業利益、3.ROEとします。
- 業績連動型株式報酬の1ポイントは当社株式1株とします。
※ ただし、変更前に付与済のポイントについては0.5を乗じることにより調整します。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の額は、2019年6月26日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分の年額300百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）であります。その後、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会において、取締役の報酬額をそのままとし、そのうちの社外取締役分の報酬額のみを年額500百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、基本報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において、業績連動型株式報酬のために当社が株式交付信託に拠出する金員の上限は3事業年度からなる対象期間において合計720百万円（ただし、当初の対象期間である2018年度から2021年度については4事業年度を対象として合計960百万円）、株式報酬として付与されるポイントの総数の上限は1事業年度あたり430,000ポイント（当社は2018年10月1日に2株を1株とする株式併合を行っているため、株式併合後の当社株式の215,000株に相当）（社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者は付与対象外、国内居住執行役員を含む）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く）の員数は7名であります。また、執行役員も対象としておりますので、当該株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役および執行役員の員数は18名であります。

監査役の基本報酬の額は、2019年6月26日開催の第72回定時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動 報 酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	386 (27)	27 (27)	286 (-)	71 (-)	11 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	66 (16)	66 (16)	- (-)	- (-)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	453 (44)	94 (44)	286 (-)	71 (-)	16 (5)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 基本報酬（業績連動報酬）は①d.に記載のとおり、連結売上、連結営業利益の達成率を業績連動指標としており、その実績はそれぞれ88.4%、75.7%であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に向けた適切なインセンティブとするためであります。
4. 非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）は、①e.に記載のとおり、連結営業利益、連結経常利益、単体管理ベース営業利益、ROEの達成率を業績連動指標としており、その業績連動指標実績はそれぞれ75.7%、93.6%、31.5%、7.8%であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に向けた適切なインセンティブとするためであります。また、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ. 1. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役長久保 敏氏は、HRコンサルタント(株)代表取締役社長であります。

当社とHRコンサルタント(株)の間には特別な関係はありません。

社外取締役中尾浩治氏は、(一社)日本バイオデザイン学会顧問および(同)アート・マネジメント・しまなみ代表であります。

当社と(一社)日本バイオデザイン学会および(同)アート・マネジメント・しまなみとの間には特別な関係はありません。

社外取締役菅野隆二氏は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)最高顧問および(一社)日本バイオテク協議会顧問であります。なお、同氏は、2021年6月21日付で(株)リガクの非常勤取締役を退任いたしました。

当社とヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)および(一社)日本バイオテク協議会との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況	期待される役割に関し 行った職務の概要
社 外 取 締 役	長 久 保 敏	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。	企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営全般の監督・助言をいただくことを期待しており、それに即した職務を行っております。また、報酬委員会の委員長を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するなど重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	中 尾 浩 治	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。	企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営全般の監督・助言をいただくことを期待しており、それに即した職務を行っております。また、報酬委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するなど重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	菅 野 隆 二	2021年6月25日就任以降開催の取締役会14回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。	企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営全般の監督・助言をいただくことを期待しており、それに即した職務を行っております。また、報酬委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するなど重要な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	後 藤 明 史	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会22回のうち21回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。	—
社 外 監 査 役	黒 岩 法 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会22回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。	—

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る監査業務に基づく報酬等の額	59百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新株式発行および株式売出し」に関するコンフォートレター作成業務（3百万円）を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I. 内部統制システムの概要

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会の行った決定に関する文書（職務執行に関する文書を含む）については、文書管理規定（保存期間原則10年）に基づき、厳重に保存し、検索しやすい方法で管理している。
- (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、取締役および監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりコンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス通報窓口を設けるとともに、JGMS（JEOL Group Management System）およびMDQMS（Medical Devices Quality Management System）を運用し、さらに安全衛生委員会、危機管理委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会およびBCP（事業継続計画）推進委員会を設置している。

- (1) コンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス態勢の確立、適正な事業運営と健全な発展を図っている。
- (2) コンプライアンス管理規定に基づいて、「日本電子企業倫理行動規範」を制定し、社外に公開するとともに、役員、従業員が法令等を遵守し社会倫理に従って行動するように努めている。
- (3) コンプライアンス通報規定に基づいて、コンプライアンス通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めている。
- (4) 製品の品質管理の維持向上のため、JGMSおよびMDQMSを運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
- (5) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法および安全衛生管理規定に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
- (6) 危機管理委員会は、非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。
- (7) 輸出管理委員会は、安全保障輸出管理規程に基づいて、外国為替及び外国貿易法等の法令の遵守に努めている。
- (8) 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシーに基づいて、ネットワークと情報・データの可用性・完全性・機密性の確保に努めている。

- (9) BCP（事業継続計画）推進委員会は、予測可能な範囲で、大規模な事故や災害等に備えて、事業継続計画を定め、実効性のある取組みを推進している。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）の適正化など経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
- (2) 定例の取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。また、取締役会全体の実効性について自己評価アンケート方式による分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、課題への対応を図ることとしている。
- (3) 取締役規定および社外取締役規定において、取締役の責務や役割を明確に定め、中長期的な企業価値向上を図ることとしている。
- (4) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。
- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じる体制をとっている。
- (2) 会社の社会的責任を重視した社会貢献、コンプライアンス、リスクマネジメントについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その推進、強化に努めており、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮問・提言を行うとともに取締役会に報告を行うこととしている。
- (3) 「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を集約している。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（当社に親会社はない）
- (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
- (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このためグループ各社の総務・財務担当者等との「関係会社アドミ会議」を定期的で開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。
- (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、国内については、年1回開催される国内関係会社会議において、海外については、年2回開催される東京ミーティングにおいて、ヒアリング等を通して意思疎通を図っている。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補佐する部署として「業務監理室」を設置し、監査役の職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。
 - 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底し、監査役の指示の実効性を確保している。
 - 8 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと（会社法第357条）、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。
 - (2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前号に準じて監査役会に報告しなければならないことを、第5項の「J E O Lグループ経営会議」や「関係会社アドミ会議」を通じ、周知徹底している。
 - 9 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役が前項の報告を受けた場合、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、周知徹底している。
 - 10 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 11 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
 - (2) 監査役は、社外取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
 - (3) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。
- II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
 - 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

Ⅲ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

Ⅳ. 内部統制システムの運用状況の概要

- 1 内部統制については、内部統制システムの整備および運用状況を監査役が監視・検証し必要に応じて助言等を行うとともに、取締役会がモニタリングを実施し、その内容を確認している。
- 2 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況は、以下のとおりである。
 - (1) CSR委員会は、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮問・提言を行うとともに取締役会に報告を行った。また、コンプライアンスに関する教育を実施した。
 - (2) 「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を集約し、内部統制システムの強化を図った。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要は、以下のとおりである。
 - (1) JGMSの運用に関し、JGMSマネジメントレビューを適宜実施した。
 - (2) MDQMSの運用に関し、MDQMSマネジメントレビューおよび薬機法安全管理委員会を適宜開催した。
 - (3) 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を適宜開催するとともに、社内巡視、社内教育、健康診断、ストレスチェック制度等を実施した。
 - (4) 危機管理委員会は、テロ、事故または自然災害等の非常事態が発生した際には、その都度、情報収集、安否確認および注意喚起を行う機能を有している。特に、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、危機管理委員会を毎月開催し、感染状況に応じた対応策を協議し全社へ発信するとともに（在宅勤務、時差出勤、出張・会食制限等）、緊急事態宣言下にあっては、社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、より効果的・集中的な感染拡大防止策を実施した。
 - (5) 輸出管理委員会を適宜開催するとともに、輸出管理内部規程（CP）に基づく教育を実施した。
 - (6) 情報セキュリティ委員会を適宜開催するとともに、情報セキュリティに関する教育や標的型攻撃メール訓練を実施した。
 - (7) コンプライアンス通報窓口が通報または相談を受けた場合には、通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、適正に処理する仕組みを確保した。
 - (8) BCP（事業継続計画）推進委員会を適宜開催し、事業継続計画の更新を適宜行うとともに、訓練を実施した。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	149,461	流動負債	81,769
現金及び預金	44,226	支払手形及び買掛金	13,650
受取手形、売掛金及び契約資産	41,167	電子記録債務	13,013
商品及び製品	13,977	短期借入金	4,904
仕掛品	42,217	1年内償還予定の社債	186
原材料及び貯蔵品	2,916	リース債務	265
未収還付法人税等	207	未払金	2,760
未収消費税等	3,164	未払法人税等	4,029
その他	2,159	未払消費税等	308
貸倒引当金	△576	契約負債	33,351
固定資産	40,006	賞与引当金	1,714
有形固定資産	21,650	その他	7,583
建物及び構築物	10,349	固定負債	21,887
機械装置及び運搬具	1,934	社債	204
工具・器具及び備品	4,985	長期借入金	11,266
土地	3,654	リース債務	284
リース資産	433	繰延税金負債	343
建設仮勘定	293	役員退職慰労引当金	22
無形固定資産	3,404	役員株式給付引当金	480
ソフトウェア	535	退職給付に係る負債	7,827
リース資産	86	資産除去債務	316
のれん	1,136	その他	1,142
その他	1,646	負債合計	103,657
投資その他の資産	14,951	(純資産の部)	
投資有価証券	8,895	株主資本	82,322
繰延税金資産	3,304	資本金	21,394
その他	2,760	資本剰余金	21,271
貸倒引当金	△8	利益剰余金	40,679
繰延資産	94	自己株式	△1,022
株式交付費	91	その他の包括利益累計額	3,581
社債発行費	2	その他有価証券評価差額金	3,605
資産合計	189,562	繰延ヘッジ損益	△69
		為替換算調整勘定	△142
		退職給付に係る調整累計額	187
		純資産合計	85,904
		負債純資産合計	189,562

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		138,408
売上原価		83,043
売上総利益		55,365
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	32,704	
研究開発費	8,516	41,220
営業利益		14,144
営業外収益		
受取利息	45	
為替差益	832	
補助金の収入	729	
その他の	823	2,430
営業外費用		
支払利息	129	
その他の	131	261
経常利益		16,313
特別利益		
固定資産売却益	38	
その他の	394	433
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	71	
投資有価証券評価損	20	95
税金等調整前当期純利益		16,651
法人税、住民税及び事業税	4,796	
法人税等調整額	△423	4,373
当期純利益		12,278
親会社株主に帰属する当期純利益		12,278

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117,989	流動負債	60,355
現金及び預	27,707	支払手形	2,948
受取手形	3,450	買掛金	9,710
売掛金及び契約	35,281	電子記録債	12,393
商品及び製品	4,403	短期借入金	4,904
仕掛	39,329	1年内償還予定の社債	186
材料及び貯蔵品	2,620	リース債	73
前払費	39	未払金	2,542
短期貸付	1,209	未払法人税等	3,409
未収消費税	2,776	契約負債	15,110
その他の	1,505	預り金	2,285
貸倒引当金	△337	賞与引当金	1,405
固定資産	41,671	その他の	5,385
有形固定資産	18,412	固定負債	20,390
建物	9,167	社債	204
構築物	72	長期借入金	11,266
機械及び装置	1,395	リース債	103
車両運搬具	25	長期預り金	862
工具・器具及び備品	4,504	退職給付引当金	7,098
土地	2,876	役員株式給付引当金	480
リース資産	77	資産除去債務	316
建設仮勘定	292	その他の	58
無形固定資産	972	負債合計	80,745
ソフトウェア	524	(純資産の部)	
リース資産	86	株主資本	75,472
ソフトウェア仮勘定	342	資本金	21,394
その他の	18	資本剰余金	21,271
投資その他の資産	22,286	資本準備金	20,330
投資有価証券	6,923	その他の資本剰余金	940
関係会社株	11,165	利益剰余金	33,830
長期前払費用	53	その他利益剰余金	33,830
繰延税金資産	1,991	別途積立	14,237
長期保証	421	繰越利益剰余金	19,592
その他の	1,738	自己株式	△1,022
貸倒引当金	△8	評価・換算差額等	3,536
繰延資産	94	その他有価証券評価差額金	3,605
株式発行費	91	繰延ヘッジ損益	△69
社債発行費	2	純資産合計	79,009
資産合計	159,754	負債純資産合計	159,754

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		117,685
売上原価		79,811
売上総利益		37,874
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	18,998	
研究開発費	7,552	26,551
営業利益		11,322
営業外収益		
受取利息及び割引料	22	
為替差益	826	
その他	2,425	3,274
営業外費用		
支払利息	109	
その他	93	202
経常利益		14,394
特別利益		
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	394	
関係会社株式売却益	21	
抱合せ株式消滅差益	777	1,224
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	70	
減損損失	58	
投資有価証券評価損	20	149
税引前当期純利益		15,468
法人税、住民税及び事業税	3,642	
法人税等調整額	△255	3,387
当期純利益		12,081

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本電子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中康宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐勝彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本電子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中康宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐勝彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日本電子株式会社 監査役会

常勤監査役	福	島	一	則	印
常勤監査役	高	橋		充	印
社外監査役	後	藤	明	史	印
社外監査役	黒	岩	法	夫	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質の改善と企業体質の強化に努め、長期的な視野に立って安定的な配当を継続して行うことを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、1株につき36円（中間配当を含め1株につき年50円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金36円
配当総額 1,850,866,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 当社と(株)JEOL RESONANCEとの吸収合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社は、当社の完全子会社であり、NMR（核磁気共鳴装置）およびESR（電子スピン共鳴装置）の開発・製造を行っている(株)JEOL RESONANCEを吸収合併することといたしました。世界的に最先端の研究開発への投資が拡大する中、最先端のNMRや電子顕微鏡を含む多くのハイエンドの計測・分析装置をグループ内に持つ企業として、今回の合併により装置間の連携をさらに推進しユーザーにより高い付加価値を提供することを目指します。また、管理部門などの共通機能の統合によりオペレーションを効率化することで、理科学・計測機器事業の収益力の強化を目指します。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損（抱合せ株式消滅差損）が生じることが見込まれるため、会社法第795条第1項、第796条第2項ただし書きおよび第795条第2項第1号の規定により本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社および(株)JEOL RESONANCEが2022年5月31日付で締結した吸収合併契約の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

日本電子株式会社（以下「甲」という。）と株式会社JEOL RESONANCE（以下「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

2. 本合併における吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

日本電子株式会社
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

（2）吸収合併消滅会社

株式会社JEOL RESONANCE
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

（存続会社が交付する金銭等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

(存続会社の資本金等の不変更)

第3条 甲は、本合併に際して、甲の資本金、資本準備金および利益準備金を変更しない。

(効力発生日)

第4条 本合併の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2022年10月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めた場合には、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(会社財産の承継等)

第5条 甲は、本効力発生日において、乙の有するすべての資産、負債および権利義務を承継する。

(会社財産の管理等)

第6条 甲および乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの財産の管理および業務を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

(従業員)

第7条 甲は、本効力発生日に乙の従業員を甲の従業員として雇用を引き継ぐ。ただし、雇用条件その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(合併契約書の承認)

第8条 甲は、2022年6月28日に株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行う。ただし、合併手続きの進捗状況により、必要がある場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第9条 本契約締結後から本効力発生日の前日までの間において、甲または乙の資産状態または経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(その他)

第10条 本契約に規定のない事項と本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲と乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

以上を証するため、本書1通を作成し、各当事会社が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2022年5月31日

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
日本電子株式会社
代表取締役社長兼COO 大井 泉

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
株式会社JEOL RESONANCE
代表取締役社長 穴井 孝弘

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

(株)JEOL RESONANCEは当社の完全子会社であるため、当社は本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

また、以上により、当社の資本金および準備金の額は増加いたしません。

(2) 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

(3) (株)JEOL RESONANCEの最終事業年度に係る計算書類等

(株)JEOL RESONANCEの最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jeol.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載していません。

(4) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

該当事項はありません。

②(株)JEOL RESONANCE

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、当社定款第19条（取締役の任期）について、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものとしたします。そのため、これを明確にする附則を設けるものであります。
- (4) 業務執行と監督の分離を進めることを目的として、取締役社長、取締役会長および取締役副会長という職位を廃止し、会長執行役員および社長執行役員という新たな役職を設けるため、当社定款第20条（代表取締役および役付取締役）について所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、当社定款第23条（取締役会の招集者および議長）について、取締役会の招集者および議長を最高経営責任者（CEO）から取締役会があらかじめ定めた取締役とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電子ビーム、イオンビーム、X線、光線等応用装置の製造販売	(1) (現行どおり)
(2) 半導体製造装置および検査装置の製造販売	(2) (現行どおり)
(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売	(3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売ならびに <u>これに付帯する工業薬品および試薬の製造販売</u>
(4) 高周波および真空応用装置の製造販売	(4) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(5) 電子計算機その他の情報機器の製造販売	(5) (現行どおり)
(6) 医用機器の製造販売ならびにこれに付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の販売	(6) 医用機器の製造販売および修理ならびにこれに付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の製造販売
(7) 教育用機器の製造販売	(7) (現行どおり)
(8) 一般電気機械器具の製造販売	(8) (現行どおり)
(9) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション	(9) (現行どおり)
(10) 前各号に関連する物品の輸出および輸入	(10) (現行どおり)
(11) 前(1)号から(8)号までに関連する各製品の中古品および部品の販売	(11) (現行どおり)
(12) 不動産ならびに前(1)号から(8)号までに関連する製造および販売設備の賃貸	(12) (現行どおり)
(13) 建築、管工事、電気設備および室内装飾の設計、施工、管理	(13) 建築、管工事、電気設備、室内装飾およびとび・土工工事の設計、施工、管理
(14) 施工装備等の販売および関連工事	(14) (現行どおり)
(15) 労働者派遣事業	(15) (現行どおり)
(16) 前各号に関連する事業への投資	(16) (現行どおり)
(17) 前各号に付帯する一切の事業	(17) (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、その選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p><u>3. 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長若干名を選定することができる。</u></p> <p>4. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1名、最高執行責任者 (COO) 1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者 (CEO)</u> が招集し、議長となる。<u>最高経営責任者 (CEO)</u> に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、その選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 (削 除)</p> <p><u>3. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者 (CEO) 1名、最高執行責任者 (COO) 1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会があらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>1. 改正前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までに開催する株主総会については、改正前定款第15条はなお効力を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. 前二項および本項は、2023年2月28日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>4. 定款第19条の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本項は当該期日経過後これを削除する。</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役福山幸一氏は本総会終結の時をもって辞任され、また取締役栗原権右衛門、田澤豊彦、関 敦司、長久保 敏および中尾浩治の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>くり ほん ぎん えもん</small> 栗原権右衛門 (1948年5月27日生)	1971年4月 当社入社 2002年6月 当社取締役メディカル営業本部長 2004年6月 当社常務取締役営業担当 2005年6月 当社専務取締役営業部門長 2006年6月 当社取締役兼専務執行役員分析機器事業担当、営業部門長 2007年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員分析機器事業担当、営業部門長 2008年6月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役社長経営全般、経営戦略担当 2019年6月 当社代表取締役会長兼CEO経営全般、最高経営責任者(現在)	23,800株
[取締役候補者とした理由] 栗原権右衛門氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社代表取締役会長兼CEOとして適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	<p>再任</p> <p>た ざわ とよ ひこ 田 澤 豊 彦 (1957年1月9日生)</p>	<p>1984年2月 当社入社</p> <p>2011年6月 当社執行役員SA事業ユニット長</p> <p>2013年6月 当社常務執行役員開発・基盤技術センター・周辺機器, SA, SM, IB事業ユニット・SA・SM設計室担当、IB事業ユニット長</p> <p>2016年6月 当社取締役兼常務執行役員技術統括センター・設計統括・コストセンター・アプリケーション統括室・開発・基盤技術センター・Scanning系事業部門・周辺機器, EM, MS事業ユニット・3D積層造形事業化プロジェクト担当</p> <p>2018年6月 当社取締役兼専務執行役員統括開発技術・知的財産・技術統括センター・アプリケーション統括室・開発・基盤技術センター・周辺機器, MS事業ユニット・3D積層造形事業化プロジェクト担当</p> <p>2019年4月 当社取締役兼専務執行役員統括開発技術・知的財産・技術統括センター・アプリケーション統括室・開発・基盤技術センター・EX, MS事業ユニット・3D積層造形事業化プロジェクト担当</p> <p>2021年4月 当社取締役兼専務執行役員統括開発技術・知的財産戦略本部・技術統括センター・アプリケーション統括室・開発・基盤技術センター・EX, MS事業ユニット・3D積層造形事業化プロジェクト担当(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)JEOL RESONANCE取締役</p>	7,300株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>田澤豊彦氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社取締役兼専務執行役員として適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 関 敦 司 (1959年9月13日生)	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社総務本部長 2014年6月 当社執行役員総務本部長 2015年4月 当社執行役員総務本部長兼業務監理室長 2018年4月 当社執行役員総務担当、業務監理室長 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員総務担当、業務監理室長(現在)	4,800株
	[取締役候補者とした理由] 関 敦司氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社取締役兼常務執行役員として適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者といたしました。		
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> なか お こう じ 中 尾 浩 治 (1947年2月8日生)	2007年6月 テルモ(株)取締役専務執行役員 2010年6月 同社取締役副社長執行役員 2011年5月 同社代表取締役会長 2013年4月 (一社) 日本医療機器産業連合会会長 2013年8月 (一社) ジャパンバイオデザイン協会(現 (一社) 日本バイオデザイン学会) 理事 2017年2月 (同) アート・マネジメント・しまなみ代表 (現在) 2018年6月 当社社外取締役(現在) 2019年11月 (一社) 日本バイオデザイン学会顧問(現在) (重要な兼職の状況) (一社) 日本バイオデザイン学会顧問 (同) アート・マネジメント・しまなみ代表	2,000株
	[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 中尾浩治氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外取締役候補者といたしました。同氏には企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営全般の監督・助言をいただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> 小林 彰 宏 (1960年4月26日生)	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社理学科学機器営業部門長 2016年4月 当社欧州支配人 2016年6月 当社執行役員欧州支配人 2020年4月 当社常務執行役員デマンド推進本部担当、営業・業務統括センター副担当 2022年4月 当社常務執行役員営業・デマンド推進本部・業務統括センター・フィールドソリューション事業担当(現在)	3,400株
	【取締役候補者とした理由】 小林彰宏氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社常務執行役員として適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。		
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> 寺島 薫 (1956年12月14日生)	2011年4月 富士フィルム(株)メディカルシステム事業部 IVDイノベーション部事業部長 2017年1月 同社執行役員メディカルシステム事業部副事業部長兼IVDイノベーション部管掌 2020年6月 同社フェロー 2021年6月 同社参与	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 寺島 薫氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外取締役候補者となりました。同氏には企業価値の向上のため、独立した立場から当社の経営全般の監督・助言をいただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中尾浩治および寺島 薫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中尾浩治氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、中尾浩治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏が原案どおり選任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 寺島 薫氏が原案どおり選任された場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
6. 当社は、中尾浩治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております

が、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

7. 寺島 薫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。なお、填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、同保険契約により填補されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役福島一則氏は本総会終結の時をもって辞任され、また監査役黒岩法夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、福山幸一氏は、本総会終結の時をもって辞任される福島一則氏の補欠としての監査役候補者ではなく、新たに選任する監査役候補者であります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の数 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> ふく やま こう いち 福 山 幸 一 (1959年7月31日生)	1982年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員経営戦略室長兼業務監理室長 2009年6月 当社取締役兼執行役員経営戦略室長兼業務監理室長 2011年6月 当社取締役兼常務執行役員経営戦略室長兼業務監理室長 2016年6月 当社取締役兼専務執行役員営業・ブランド戦略担当 2020年4月 当社取締役兼専務執行役員営業・業務統括センター担当 2022年4月 当社取締役兼専務執行役員営業・業務統括センター副担当(現在)	8,700株
【監査役候補者とした理由】 福山幸一氏は、当社取締役兼専務執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、監査役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>みなと</small> 湊 <small>あき</small> 明 <small>ひこ</small> 彦 (1953年10月16日生)	2003年 6 月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員 2007年 5 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員 2009年 6 月 (株)丸の内よろず代表取締役社長 2009年 6 月 (株)南都銀行社外監査役 2010年 6 月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役副社長 2012年 6 月 三菱マテリアル(株)社外監査役 2016年 9 月 エムエスティ保険サービス(株)代表取締役会長 2018年 6 月 日本特殊陶業(株)社外監査役 (現在) (重要な兼職の状況) 日本特殊陶業(株)社外監査役 (2022年6月24日退任予定)	0株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>湊 明彦氏は、豊富な経歴および経験と監査能力を備え、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湊 明彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 同氏が原案どおり選任されました場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。なお、填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、同保険契約により填補されません。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

第74回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役中西和幸氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 相当社の 株式の数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> なかにし かず ゆき 中 西 和 幸 (1967年6月16日生)	1995年4月 弁護士登録、田辺総合法律事務所入所(現在) 2007年4月 第一東京弁護士会総合法律研究所社法研究部会長 2010年5月 (株)レナウン社外取締役 2012年6月 オーデリック(株)社外監査役 2017年6月 (株)VAZ社外監査役 2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会臨時委員 2018年3月 (株)グローバル・リンク・マネジメント社外取締役(監査等委員)(現在) (重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所パートナー (株)グローバル・リンク・マネジメント社外取締役(監査等委員)	0株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 中西和幸氏は、弁護士であって、経営者の職務遂行が適法なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を監査する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 中西和幸氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
 4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。なお、填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などです。ただし、故意または重大失に起因する損害賠償請求は、同保険契約により填補されません。同氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) 政策保有株式に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取引関係の維持・発展を目的とし、必要と認める会社の株式を保有しております。

また、保有株式については適宜見直しを行い、意義が不十分あるいは資本政策に合致しないものについては、縮減を進めます。

政策保有株式の保有・買増し・処分の要否については、取締役会規定に基づき取締役会に諮っております。また、政策保有株式の状況については、毎年取締役会にて、銘柄ごとに、保有目的・保有リスク・時価・配当利回り等を精査し、保有の適否を検証しております。

当社は、政策保有株式について、当該企業の持続的な価値向上および当社との取引関係の維持・発展を図るとの観点から、議決権を行使しております。また、社会的不祥事などコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などには反対票を投じます。

上記基本方針の下、2022年3月31日時点の政策保有株式（上場株式、非上場株式、みなし保有株式の合計）は28銘柄、その貸借対照表計上額の合計額の連結純資産に対する比率は8.83%であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<div data-bbox="296 299 414 417" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="261 439 450 508">株主総会にご出席する方法</p> <p data-bbox="170 533 538 612">当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p data-bbox="272 636 436 659">株主総会開催日時</p> <hr/> <p data-bbox="223 690 473 713">2022年6月28日（火曜日）</p> <p data-bbox="300 725 408 752">午前10時</p>	<div data-bbox="697 299 814 417" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="607 439 902 508">書面（郵送）で議決権を行使する方法</p> <p data-bbox="574 533 938 583">同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p data-bbox="712 636 801 659">行使期限</p> <hr/> <p data-bbox="624 690 876 713">2022年6月27日（月曜日）</p> <p data-bbox="618 725 893 752">午後5時20分到着分まで</p>	<div data-bbox="1097 299 1215 417" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1008 439 1303 508">インターネットで議決権を行使する方法</p> <p data-bbox="975 533 1339 583">次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p data-bbox="1112 636 1202 659">行使期限</p> <hr/> <p data-bbox="1029 690 1271 713">2022年6月27日（月曜日）</p> <p data-bbox="994 725 1319 752">午後5時20分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 XX股
 ××××年××月××日

議案ごとの賛否欄

	賛	否

1. _____
 2. _____

ログイン用QRコード
 QRコード
 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 XXXXX
 ○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第3号および第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号および第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

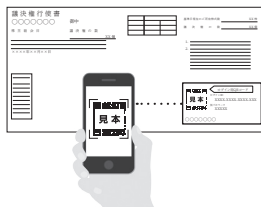
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

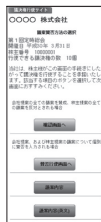
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

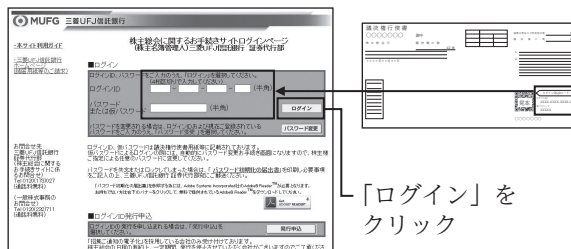
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

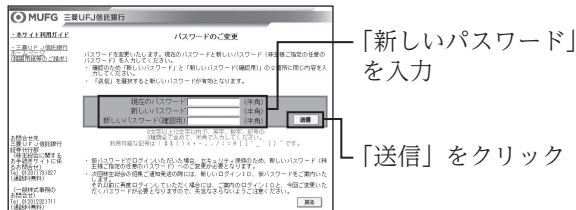
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



- 3 新しいパスワードを登録する。

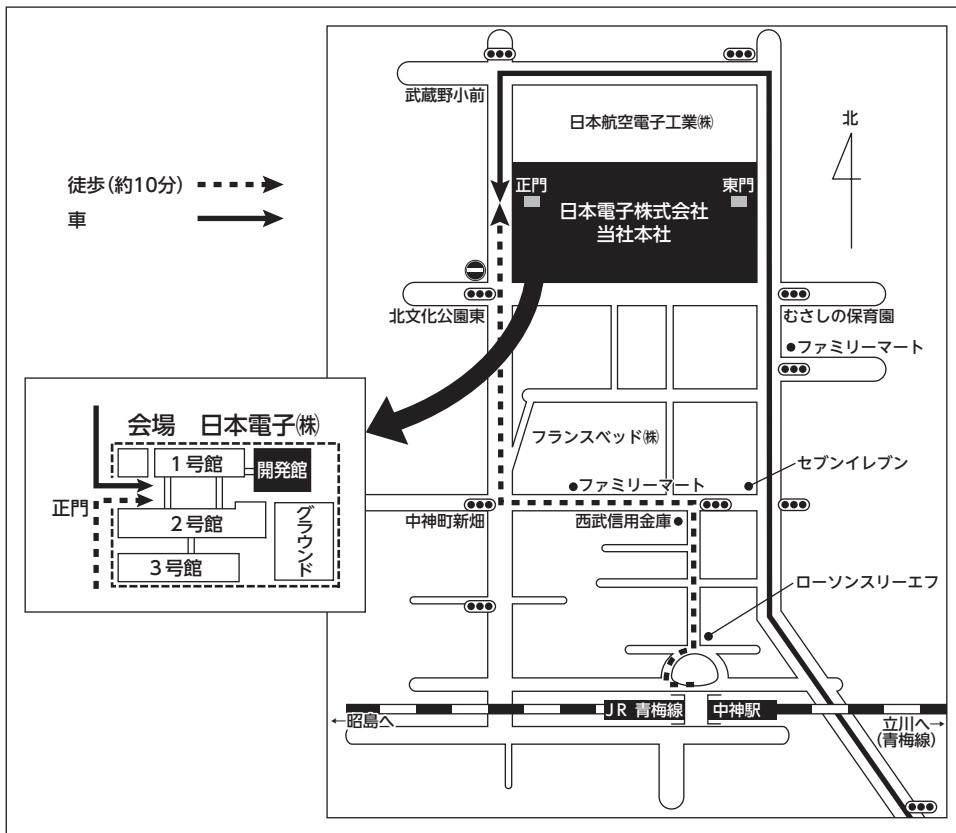


- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本社
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
電 話 042-543-1111



<交通のご案内>

J R 青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

